監　査　報　告　書

中小企業等協同組合法第４０条第５項の規定により、理事から受領した令和５年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第２８条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していないことを追記する。

１　監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

２　監査結果の意見

（１）財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正かつ正確に表示しているものと認める。

（２）剰余金処分案（損失処理案）は、法令及び定款に適合しているものと認める。

３　追記事項（記載すべき事項がある場合）

監査報告を作成した日

令和６年　　月　　日

滋賀県○○○○協同組合

監　事　　○　○　○　○　　㊞

監　事　　○　○　○　○　　㊞

*※　赤字部分及び組合に必要でない記載事項は、適宜修正を加えること。*

*※　記名捺印は、監事全員とする。*